

みどり山防災ニュース

わがまちの防災を語ろう



三輪緑山自治会自主防災隊

発行：三輪緑山自治会自主防災隊編集委員会
三輪緑山3-1-13 ☎044-987-7495

防災倉庫内の点検実施！

自主防災隊／隊長 柏木正敏

防災倉庫内の防災備品・器具等の点検及び整理を行いました

2月11日、防災倉庫の大整理を行いました。

今年度、スタンドパイプ式消火器を3台に増設できたことから、次のような大幅な見直しを行いました。



(1) けやき公園、コミュニティーパーク、中央公園にある各防災倉庫

- (被災現場に迅速に赴くことを主眼とし) 主として「消火」、「救出・救護」に係る資機材を置く
- 出来るだけ同じ資機材で構成する

(2) 集会所前の防災倉庫

- 1基から2基に増設する
- 主として災害対策本部開設のための必要資機材、避難・誘導用の資機材及び給食・給水の資材を保管する



(3) スポーツ広場の防災倉庫

- 防災倉庫としては使用せず、夏祭り等の事業用資機材を保管する

(4) 防災倉庫の鍵

- 一倉庫当たり自主防災隊員4名が鍵を所持し、災害時に自宅から災害対策本部(集会所)に向かって来る途中に防災倉庫の鍵を開けてから集まる。
(4名が持っていれば、災害時に少なくとも一人くらいは在宅の可能性大)



特に、スポーツ広場の防災倉庫はかねてより防災用資機材と夏祭り用資機材の混在が問題であり、また開けるには何個もの鍵が必要で、緊急時に迅速な対応が出来ない恐れがありました。

一昨年、昨年に渡り、スタンドパイプ式消火器やレスキューキャリアマットなど、防災用資機材の充実を図り、なおかつ訓練を実施しております。また、各防災倉庫の資機材は原則、訓練を受けた自主防災隊員が持ち出して使用するためとお考え下さい。(災害時には応援(お手伝い)をお願いすることもあります)

整理の終わった防災倉庫と倉庫内に設置されたスタンドパイプ

1丁目・けやき公園



2丁目・コミュニティパーク



3丁目・中央公園



集会所前



防災倉庫内の主な防災資機材

- ◇ 初期消火：消火器 スタンドパイプ
- ◇ 人命救助：救助工具セット
- ◇ 運搬移動：リヤカー
- ◇ 避難生活支援：簡易トイレ ブルーシート 毛布 マット

集会所前倉庫内の主な資機材：発電機 投光器 避難誘導備品

スポーツ広場倉庫内の自治会と共用で防災寄与の主な資機材：バルーン照明 テント

防災訓練



資機材の概要 〈スタンドパイプ〉

災時、平常時を問わず、火災発生時には初期消火が大切です。ご家庭の消火器で消火できずに、震災が天井近くまで達した時は、避難しなければなりません。そのときに威力を発揮するのがスタンドパイプ消火資機材です。延焼防止に効果が期待できます。スタンドパイプを消火栓の吐出口に差し込み、ホースを結合することで訓練をすれば女性でも比較的簡便に放水できますが、いつでも自由に訓練ができるわけではなくあらかじめ許可が必要です。自主防災隊では地域別に順次訓練をすすめていきます。



<救助工具セット>

救出・救護班員が救助工具をリヤカーに積んで救助現場に直行し、状況に合わせて活動を行います。

災害対策本部



発災時には自治会集会所が災害対策本部になります。
 家族や家屋の安全が確認できたらご近所の被害状況を把握し被災の場合は災害対策本部に伝達してください。
 自主防災隊でできることを対応致します。



【編集後記】

突然襲ってくる災害に日頃の備えはできていますか？災害のイメージは「最悪の場合」を想定して下さい。特に「危険をイメージする力」は減災の大きな力になります。災害発生時に「あなたは、どこに居ますか？」想像してみましょう。毎年、防災訓練が実施されていますが、最悪の災害イメージをもって参加されると、あなたやあなたの家族の救助対策も見えてくるでしょう。家庭内防災・減災に備えましょう。

三輪緑山 防災の心得(案)

当地区で想定される大規模地震、それに伴う火災の発生などに対する防災基本事項を示します。

～ 平 常 時 の 「 備 え 」 ～

- (1)【**ケガ防止対策**】家具等の転倒・落下・移動防止や食器・ガラス類の落下防止対策を図る。
- (2)【**火災防止対策**】消火器を備え、初期消火を可能にする。努めて感震ブレーカーを設置する。
(留意:地震時の住宅火災の6割は電気火災、家を離れる時はブレーカーを切る。併せて、ガスの元栓を閉める。)
- (3)【**水・食料等の対策**】水・食料・携帯トイレ・トイレットペーパー等の最低3日分(可能な限り1週間分)の備蓄、医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備しておく。
(留意:水や食料の備蓄は自治会には無い。応急給水槽の即日対応は困難、非常用食料の配布や炊出しなども何日か後になる。)

～ 災 害 時 の 対 応 ～

- (1)【**災害対策本部**】震度5強以上の地震が発生したとき、自主防災隊、自治会役員は災害対策本部(場所:自治会集会所)を開設し、救援活動を開始する。
- (2)【**安否確認**】震度5強以上の地震が発生したとき、会員は家庭内居住者の安否を確認して「安否確認プレート」を掲示する。また、隣近所への声かけを行う。
班長は班内の安否確認プレート掲示状況を調べ(掲示の無いところはチャイムや声かけなどをし)、結果を災害対策本部に報告する。
- (3)【**緊急対応(火災、救出など)**】火災や家屋倒壊などによる要救出者を発見したときは119番で消防を呼ぶ。併せて災害対策本部に連絡する。
(留意:停電時、固定電話は不通になるが公衆電話は119番に通じる。近隣協力し、災害対策本部に知らせに走る。)
災害対策本部から「消火班」は消火に、「救出・救護班」は救出に出動する。
- (4)【**ケガ人**】ケガをして手当が必要な場合、鶴川記念病院(災害拠点連携病院)へ行く。自力で行くことのできない人は災害対策本部に救援を求め「救出・救護班」は搬送を支援する。
- (5)【**居住困難者**】住宅が被災して居住できない人は、避難施設(三輪小学校)に避難することができる。この場合、スポーツ広場に集まり、災害対策本部/「避難・誘導班」の誘導下、集団で避難施設に移動する。避難施設に行く時、家族の名札と非常持出用品を携行する。
(家族の名札:住所・氏名・生年月日・血液型等を記載したもの)
- (6)【**避難行動要支援者**】自治会は予め登録された「自力で避難出来ない方々」の安否確認を民生委員と協力しながら実施する。避難や特別な支援が必要な方への対応を行う。